

令和3年

第11回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和3年第11回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和3年11月29日 午前10時開会
午前11時閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第4会議室

出席者

1. 遠藤 利光 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 達哉 6. 澤井 武 7. 鈴木 政久 8. 関 貞雄
10. 田中 賢治

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠
農政係主任 山本 雅一 農政係主任 檜垣 賢
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 2件
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 3件
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件
(4) 現況農地の認定基準による申請 1件

5. 専決処理の報告

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 3件

6. 協議事項

(1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について

7. 報告事項

(1) 農地利用状況調査の指導対象者への指導および改善状況について
(2) 令和3年度北多摩優秀農業者表彰候補者の推薦について
(3) 令和3年度農業者意見交換会の開催結果について

8. その他

【遠藤会長】 おはようございます。ただいまから農業委員会総会を始めます。議事録署名委員を指名致します。遠藤良信委員、北島直芳委員、よろしくお願い致します。議題に入ります。(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書、2件、お願い致します。

【事務局長】 資料1ページをご覧ください。農地法第4条の届出です。議案番号8、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 これにつきましては田中委員が現地確認をしています。お願いします。

【田中委員】 先日の農地パトロールのときに指摘されていた部分ですけれども、特に問題ないと思います。以上です。

【遠藤会長】 この件についてご質問がございましたら承りたいと思います。ないようでございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、2件目、お願い致します。

【事務局長】 2件目の第4条の届出です。3ページをご覧ください。議案番号9、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。場所は4ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ここは澤井委員、ご報告をお願いします。

【澤井委員】 先日の農地パトロールのときと変わりなく、果樹畑として耕作されており、問題はありませんでした。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましてご質問を承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次に、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、3件、お願い致します。

【事務局長】 資料5ページをお開きください。農地法第5条の届出の1件目、議案番号11、地目、面積、権利の内容、こちらは一時転用となりますので、貸付人の氏名、住所、借受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は6ページの案内図をご覧ください。2件目も同一人が農地所有者となりますので続けてご説明致します。資料7ページをご覧ください。議案番号12、農地の所在、地目、面積、権利の内容、貸付人の氏名、住所、借受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は8ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。ここは佐伯会長職務代理、お願いします。

【佐伯委員】 一時転用ということで、こちらも農地パトロールのときに現地を確認しており、問題はないです。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 次、お願い致します。

【事務局長】 資料9ページをお開きください。農地法第5条の届出、こちらは公売に係る届出となります。議案番号13、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人は公売ですので記載はしていません。譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は10ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、(3)相続税の納税猶予に関する適格者証明ですけれども、本件につきましてはA委員の申請ですので、A委員には一時、退席を頂いて協議したいと思います。

(A委員退席)

【遠藤会長】 それでは、事務局、よろしくお願い致します。

【事務局長】 資料11ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願になります。まず1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、相続開始年月日、被相続人の農地所有面積は記載のとおりとなります。次に、2番の農地等の相続人に関する事項ですけれども、こちらの住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無は記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細は12ページの別表の明細書のとおりとなります。その開始年月日は令和3年2月11日になります。場所は13ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 この件につきましては、先般、私、佐伯会長職務代理、田中委員、澤井委員で現地を確認させて頂きましたが、特に問題はないと思います。承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(A委員着席)

【遠藤会長】 次に、(4)現況農地の認定基準による申請、よろしくお願い致します。

【事務局長】 資料14ページをお開きください。現況農地であることの証明願ですが、こちらの農地は、昨年11月に農地転用の届出があった農地の一部で、4条転用を出されましたけれども、今後も農地のまま使い続けていきたいということでの証明願となります。申請者の住所、氏名、農地の所在は記載のとおりとなります。営農確約書は15ページ、営農実績・計画書は16ページ記載のとおりとなります。場所は17ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。本件につきましては、国立市では2件目になりますけれども、開発をしたときに宅地としましたが、その後、農地として継続して利用したいということです。これについて田中委員に現況を確認して頂いています。お願い致します。

【田中委員】 作付け品目に書いてあるのと同じように果樹が植えられているので、特に問題はないと思います。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、専決処理の報告です。(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書、1件、お願い致します。

【事務局長】 資料18ページをお開きください。専決の農地法第4条の届出となります。議案番号7、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記

載のとおりとなります。場所は19ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 澤井委員に現地確認をして頂いています。お願い致します。

【澤井委員】 現況を確認してきましたところ、畑として耕作されており、問題はありませんでした。

【遠藤会長】 ありがとうございます。次に、(2)農地法第5条第1項第8号の規定による農地転用届出書、3件、お願い致します。

【事務局長】 次は譲渡人の方が全て同一人となりますので3件続けてご説明させていただきます。1件目ですが、20ページをご覧ください。議案番号8、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は21ページの案内図のとおりとなります。2件目ですけれども、22ページをお開きください。議案番号9、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人は先ほどの方と同一となります。譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は23ページの案内図をご覧ください。3件目ですが、24ページをお開きください。議案番号11、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人は先ほどと同一です。譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は25ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。現地確認を遠藤良信委員がしていますので、ご報告をお願い致します。

【遠藤（良）委員】 議案番号8番、9番、10番の現地確認を行いました。特に問題はありませんでした。

【遠藤会長】 協議事項に入りたいと思います。(1)国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、事務局、お願い致します。

【事務局】 資料26ページをお開きください。毎年この時期に農業会議から依頼が来ているもので、国に対する要望を2月に、都に対する意見を3月に、それぞれ市町村の農業委員会から提出すると取り決められています。昨年度のものを参考としてつけていますが、29ページから34ページが都に対する意見、35ページから43ページが国に対する要望です。非常にボリュームがありますので、この場で細かく見て頂くべきか、あるいは1度お持ち帰り頂いて、12月の総会のご指摘を頂く形にすべきか、ご相談をしたいと思います。よろしくお願ひします。

【遠藤会長】 事務局からご説明があったとおりですが、今ここで言われてもすぐには出てこないと思います。昨年、佐伯会長職務代理から、災害が多いのになかなか堅固な建物が税法上認められない、生産緑地に建てる分にはある一定条件の中では構わないけれども国の納税猶予とかは受けられないというご意見がありました。確かにそのとおりですので、この辺もひとつ入れてみたらどうかと思います。あと鳥獣害の対策も、電気柵だとか費用のかかることで、一農家として資本の投資が難しい側面もありますので、東京都に意見を出してみたらと個人的には思いました。あとは、ちょっとご相談ですけれども、地価が高騰しているときに、事業用資産である農地について、以前は市街化区域内でも買換えの特例というのがありましたけれども、今は、市街化区域外での買換えの特例で認めます、となっています。都市の市街化区域内の農地をこれからある程度残していくという位置づけが都市計画法の中でされましたね。ですから、市街化区域内買換えの特例もまた認めるような感じで農地の維持というものがひとつ考えられるのかなと個人的に思ったのですけれども。

【小鹿倉委員】 農地の買換えも大分厳しくなってきたできなくなってきたという経緯があるけれども、確かに、農地を守るためにはそういうことも考えてやってもらわないと維持ができなくなるというのは多分出てくると思います。それと別件で、現状納税猶予を受けていて農地で相続が発生し、仮に遺留分の侵害の問題が発生し、請求があった場合、該当農地も含めて全財産を時価評価に置き直して遺留分の減殺処理が行われます。この場合、納税猶予を受けている土地をまた時価算定すると、せっかく納税猶予を受けて農地を維持して農業を営んでいるのに、またこれで上がるとさらに負担が増えるという、そういう問題が多分出てくると思います。そういう場合については、農地は農地のままでの評価で、遺留分の減殺の侵害の請求についても考えてもらえないか。これは民法の問題になってくるのかどうか分らないけれども、そういうことも考えて頂かないと、これから先、農業を維持するというのは非常に難しくなるのではないかという意見がありました。確かにそういうことを考えていかないと、これから先、遺留分の侵害の問題がもっと増えてくるのではないかという気がします。先ほどの買換えの問題も含めたところで、国自体も考えてもらわないと、都から意見を出すのかどうかという問題もありますけれども、国に対する要望というのはそういうところも含めたところで買換えの範囲も市街化区域内でもできるような条件にするとか、先ほどの遺留分の侵害についても、納税猶予の土地についてはそのままの評価額でやってもらうとか、農業投資価格にするとか、そういう形でやって頂かないと維持が難しくなるのではないかというところがあります。

【遠藤会長】 貴重なご意見をありがとうございます。収益物件を持つために農地の売却というようところで、このままでいくと農地が減っていきますよね。実際に減っているわけですけども。買換えの特例や納税猶予農地の評価について見直していかないと。それによって残ったお金でまた農地を所有できれば安定もできますし、そういうことでできるだけ農地を残す方向で考えていかないと。

【小鹿倉委員】 特例といいますか、そういうものをやっていかないと、農地の維持は非常に難しくなりますよね。だから、税制部分でのそういうことも認めていってあげないと農地は減るばかりだと思います。なかなか難しいとは思いますが。

【遠藤会長】 あくまでも要望ですから、どこかで声を上げていかないといけない。

【小鹿倉委員】 そうですね。皆さんの意見がどんどん上がっていけばまた違うのではないかと思います。

【遠藤会長】 それでは、今の意見は、まとめておくとして、次回総会までにお考え頂き、ご確認をさせていただきますのでよろしくお願い致します。報告事項に入ります。(1)農地利用状況調査の指導対象者への指導および改善状況について、お願い致します。

【事務局】 資料44ページをご覧ください。10月21日の農地パトロールの結果についてですが、10月の総会で確認を致しまして、不適正とされた農地は合計14件ございました。1か月ほど時間がたちましたので、その後の経過について各担当の委員さんからご報告を頂ければと思います。7番は、農地パトロールの直後に全てきれいに草刈りされて肥培管理が行き届いた状態に戻りましたので、文書は直前で取りやめ送っていません。その旨、表にも記載してあります。その他のところについて、上から順番にご報告頂きますと幸いです。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 1番、2番のBさん、文書で注意をさせて頂きました。その後、確認させて頂き、草は整理されています。3番のCさんにつきましては、対応した形跡はあるけれども、もう少し改

善してもらいたいのので、経過を見たいと思います。4番のDさんについて事務局でお願いします。

【事務局】 Dさんは市外にお住まいで、NPO法人のEが農地を借り受けて作業をされています。事務局から送った指導の文書で筆境を混乱をされたようで、3筆全部が肥培管理が行き届いていないと思われたのか、その3筆を1つの筆として勘違いされたのか、問合せがありました。上2筆については植えられているのを農地パトロールでも確認したので引き続きお願いしますという話はして、ただ、残り1筆については相当竹があり高木がありで生い茂ってしまっているところなので、そこについては、農地として扱うのであれば肥培管理を相当やらないと厳しいと思いますという話はさせて頂いたところです。規模が大きいので、少しずつ北から南に攻めてはいるのですが、ちょっと時間はかかっています。ただ問題意識は持っているのものでそれだけは報告させてくださいということでした。以上のやり取りがありました。

【遠藤会長】 これは経過を見るということですね。分かりました。5番のFさん、北島委員、お願い致します。

【北島委員】 口頭で言ったのですけれども、まだそのままです。体の調子が悪くて、行ったときにも寝ていらっしゃる感じでした。

【遠藤会長】 そのままということですね。木が生い茂っていましたが、あれだけでも整理してもらえば耕作はできますよね。今の話では病んでいるということなので、そういう状況の中でなかなかできないと思いますけれども。

【遠藤会長】 では、これは継続して、北島委員、お願い致します。

【北島委員】 はい。

【遠藤会長】 続きまして、6番のGさん、これも北島委員ですね。

【北島委員】 途中までやってあったので、口頭で、続けてやってくださいとは伝えました。

【遠藤会長】 現地確認は？

【北島委員】 それはしなかったです。

【遠藤会長】 では、12月総会までに現地確認をお願いします。

【北島委員】 はい。

【遠藤会長】 8番、Hさん、遠藤良信委員、お願いします。

【遠藤（良）委員】 現地確認はまだです。

【遠藤会長】 これも見てください。

【遠藤（良）委員】 分かりました。

【遠藤会長】 9番のIさん、これは私ですけれども、きれいになっていました。10番のJさん、田中委員ですね。

【田中委員】 特に改善はされてないですね。

【遠藤会長】 文書で出すほどではないので口頭指導をお願いします。また現地確認をして12月の定例総会で報告を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

【佐伯委員】 11番のKさん、12番のLさん、両方とも管理がされてきれいになっています。

【遠藤会長】 13番のMさん、田中委員、お願いします。

【田中委員】 これは口頭で言って、草は刈っておきますということでした。ただ、果樹が2本しか植わっていなかったのも、畑はそのままになっています。スギナがいっぱいでしたけれども、その辺の処理はしてもらっていません。

【遠藤会長】 下草は？

【田中委員】 大丈夫です。

【遠藤会長】 14番のNさん、これについても下草はきれいになっていました。

【事務局】 12月の終わりに通知を出すと遅過ぎるので、できれば今回の結果を踏まえて、まだ難しいかなという方にはこの総会の後でお送りするのがご本人的にも負担が少なくていいかなと思います。そうなってくると未確認のGさんとHさんのところは、ご確認を頂いて報告を事務局に頂いたほうがいいかなと思います。

【北島委員】 あした見てきて、すぐに伝えます。

【遠藤会長】 遠藤良信委員のほうも事務局にご報告をお願いします。

【遠藤（良）委員】 分かりました。

【事務局】 経過を見ることになっている3番と4番も一応。

【遠藤会長】 Cさんはやっている様子はあるのですが、ただ時間がないのか、途中ということですか。また確認します。

【事務局】 CさんとDさんは、通知は今回はお出ししません。送る可能性がある方は8番のHさんですね。

【事務局】 現地確認の結果次第で文書を再送付ということで、他の方はお送りしないで大丈夫そうですね。

【遠藤会長】 では、そういうことでお願い致します。

【事務局】 ありがとうございます。

【遠藤会長】 (2) 令和3年度北多摩優秀農業者表彰候補者の推薦について、澤井委員からNさんに当たってもらったのですけれども、ご辞退ということですので、今年度は推薦はなしということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 (3) 令和3年度農業者意見交換会の開催結果について、別紙に基づいて事務局よりご報告をお願いします。

【事務局】 総会の資料とは別に実施報告書をお配りさせて頂きました。10月28日(木)にたくさんの方にご出席頂き、よい会ができたと思います。ありがとうございます。資料1は当日使った資料ですけれども、今年度は農業振興計画の中間評価年に当たりますので、各施策の評価をした上で、では、今後どういうふうに修正をしていくかというところのご意見を農家さんからお聞きしたいということで開催しました。合計19名の方にお越し頂いたのですけれども、認定農業者は50歳以下の方に絞らせて頂き、合計9名の方に出席して頂くことができました。内容は大きく3つで、a) 学校給食への地場産野菜の供給は、一層拡大できるか？ b) 特に小規模農家に対して、どう生産・販売意欲を促せるか？ c) くにたち産の特産品・加工品は育成できるか？ という非常に難しいテーマをあえて選ばせて頂き、議論になるか難しいかなと思ったところもあるのですが、若手の認定農業者の方々からも活発に、特に給食センターについては非常にたくさんの意見が出ましたので、後でご覧になって頂ければと思います。今回の意見交換会で頂いたご意見を参考に農業振興計画の中間評価の報告書をまとめ、来年1月に農業委員の皆さん、認定農業者の方々を対象に報告会を予定していますのでよろしく申し上げます。以上です。

【遠藤会長】 その他に入ります。稲作体験学習会事業(農機具借り上げ料)について、お願い致

します。

【事務局】 資料46ページをご覧ください。令和3年度の稲作体験学習会の農機具借上げ料の一覧として、皆様に出して頂いている活動記録カードを基に一覧表を作りました。ご確認頂き、修正等がないようでしたら、会の終了後に対象の方からの請求書の発行をお願いしたいと考えています。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 次に、稲作体験学習会事業（米の収穫量と小学校への配布）について、お願い致します。

【事務局】 資料47ページをご覧ください。こちらは令和3年度の収穫量になります。玄米310キロ、精米約270キロという結果になりました。こちらは11月15日に各小学校に配布する予定です。以上、報告を終わります。

【遠藤会長】 次に、農業委員会だより55号について、お願い致します。

【事務局】 皆さんのお手元に農業委員会だより55号のプリントアウトをお配りさせて頂いています。今回、このような形で進めていきたいと考えています。文字の内容につきましてはこれから校正をする予定です。レイアウトについてよろしいかどうかご検討頂ければと思います。以上です。

【遠藤会長】 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【遠藤会長】 次に、農業委員活動記録カード集計結果、お願い致します。

【事務局】 10月の農業委員活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会、全員協議会」10件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修等」1件、E「市民・教育・福祉等との連携活動」18件、F「現地確認」3件、G「農地パトロール」14件、計46件です。

【遠藤会長】 それでは、12月総会日程について、22日、23日、24日の候補日で、いずれも10時から市役所です。

（協議）

【遠藤会長】 それでは、12月23日、10時から市役所3階で行いますので、よろしくお願い致します。以上をもちまして総会を終了させて頂きます。

—了—